

消防庁訓令第 号

消防庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年 月 日

消防庁長官 池田 達雄

消防庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令案

消防庁行政文書管理規則（平成23年消防庁訓令第1号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改正後

別表第1 行政文書の保存期間基準

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 （施行令別表の該当項）	保存 期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯					
1	法律の制定 又は改廃及 びその経緯	(1)～(5)（略）			
		(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書（一の項ト）	20年	・官報 ・公布裁可書（御署名原本）
		(7)（略）			
2	条約その他 の国際約束 の締結及び その経緯	(1)～(5)（略）			
		(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書（二の項ニ）	20年 （保存 期間満 了時の 措置を 廃棄の 措置と 定めた 文書（経 済協力 関係等 で定型 化し、重 要性が ないも の）につ いては 30年）	・官報 ・公布裁可書（御署名原本）
3	政令の制定 又は改廃及	(1)～(5)（略）			
		(6)官報公示	官報公示に関する文書その他の	20年	・官報

改正前

別表第1 行政文書の保存期間基準

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 （施行令別表の該当項）	保存 期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯					
1	法律の制定 又は改廃及 びその経緯	(1)～(5)（同左）			
		(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書（一の項ト）	20年	・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本）
		(7)（同左）			
2	条約その他 の国際約束 の締結及び その経緯	(1)～(5)（同左）			
		(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書（二の項ニ）	20年 （保存 期間満 了時の 措置を 廃棄の 措置と 定めた 文書（経 済協力 関係等 で定型 化し、重 要性が ないも の）につ いては 30年）	・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本）
3	政令の制定 又は改廃及	(1)～(5)（略）			
		(6)官報公示	官報公示に関する文書その他の	20年	・官報の写し

	びその経緯	そ の 他 の 公布	公布に関する文書（一の項ト）		・ 公布裁可書（御署名原本）
		(7)（略）			
4	省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(3)（略）			
		(4) 官報公示	官報公示に関する文書（一の項ト）	20 年	・ 官報
		(5)（略）			
5～13 （略）					
その他の事項					
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①～④ （略）		
			⑤ 官報公示に関する文書（二十の項ハ）	10 年	・ 官報
		(2) （略）			
15～25 （略）					
備考 （略）					

	びその経緯	そ の 他 の 公布	公布に関する文書（一の項ト）		・ 公布裁可書（御署名原本）
		(7)（同左）			
4	省令その他 の規則の制 定又は改廃 及びその経 緯	(1)～(3)（同左）			
		(4)官報公示	官報公示に関する文書（一の項 ト）	20 年	・ 官報 <u>の写し</u>
		(5)（同左）			
5～13 （同左）					
その他の事項					
14	告示、訓令 及び通達の 制定又は改 廃及びその 経緯	(1) 告示の立 案 の 検 討 そ の 他 の 重 要 な 経 緯（1の項 から13 の項まで に掲げる ものを除 く。）	①～④ （同左）		
			⑤ 官報公示に関する文書（二 十の項ハ）	10 年	・ 官報 <u>の写し</u>
		(2) （同左）			
15～25 （同左）					
備考 （同左）					

附 則
 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。